令和 8 年 10 月

お客さまへ

大地みらい信用金庫

各種預金規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当金庫では「手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応」の一環として、令和 8 年 9 月 30 日をもちまして「他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金」を終了いたしました。

これに伴い、各種預金規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用となりますので、ご了承願います。

記

1．改定する規定

（1）当座勘定規定（一般当座口）
（2）当座勘定規定（専用約束手形口）
（3）普通預金規定
（4）無利息型普通預金規定
（5）貯蓄預金規定
（6）自由金利型定期預金(M 型)規定(スーパー定期)〈自動継続型〉
（7）自由金利型定期預金(M 型)規定(スーパー定期)〈非自動継続型〉
（8）期日指定定期預金規定〈自動継続型〉
（9）期日指定定期預金規定〈非自動継続型〉
(10) 自由金利型定期預金規定(大口定期預金)〈自動継続型〉
(11) 自由金利型定期預金規定(大口定期預金)〈非自動継続型〉
(12) 変動金利定期預金規定〈自動継続型〉
(13) 変動金利定期預金規定〈非自動継続型〉
(14) 定期積金(スーパー積金)規定
(15) 積立定期預金規定
(16) 納税準備預金規定
(17) 通知預金規定

2．改定日

令和 8 年 10 月 1 日

3．改定内容

（1）他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金を受入れしないことを明記しました。

（２）手形・小切手の最終振出期限について明記しました。
（３）振出日の記載がない当金庫を支払人とする手形・小切手が呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができることを明記しました。

４．新旧対照表

（1）当座勘定規定（一般当座口）

改正前	改正後
第１条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ②～④　省略	第１条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 ②～④　省略
第７条（手形、小切手等の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②～④　省略	第７条（手形、小切手等の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ②～④　省略
第８条(手形、小切手用紙等) ①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③～⑥　省略	第８条(手形、小切手用紙等) ①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。 ③～⑥　省略

第１７条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 ② 省略	第１７条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年９月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 ② 省略
第１８条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 ② 省略	第１８条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年９月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 ② 省略

（2）当座勘定規定（専用約束手形口）

改正前	改正後
第１条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ②～④ 省略	第１条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 ②～④ 省略
第７条（手形の支払） ①この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払い	第７条（手形の支払） ①この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払い

ます。 ②～③　省略 第８条（手形用紙） ①当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ②～④　省略 第１５条（振出日、受取人記載もれの手形） ①手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 ②　省略	ます。 なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ②～③　省略 第８条(手形用紙) ①当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。 ②～④　省略 第１５条（振出日、受取人記載もれの手形） ①手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 ②　省略

（3）普通預金規定

改正前	改正後
２．（証券類の受入れ） ⑴この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5)　省略	２．（証券類の受入れ） ⑴この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5)　省略

（4）無利息型普通預金規定

改正前	改正後
2．(証券類の受入れ) ⑴この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5)　省略	2．(証券類の受入れ) ⑴この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5)　省略

（5）貯蓄預金規定

改正前	改正後
2．(証券類の受入れ) ⑴この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5)　省略	2．(証券類の受入れ) ⑴この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5)　省略

（6）自由金利型定期預金(M 型)規定(スーパー定期)〈自動継続型〉

改正前	改正後
2．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　省略	2．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　省略

（7）自由金利型定期預金(M 型)規定(スーパー定期)〈非自動継続型〉

改正前	改正後
2．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　省略	2．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　省略

（8）期日指定定期預金規定〈自動継続型〉

改正前	改正後
3．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　省略	3．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　省略

（9）期日指定定期預金規定〈非自動継続型〉

改正前	改正後
2．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　省略	2．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　省略

（10）自由金利型定期預金規定(大口定期預金)〈自動継続型〉

改正前	改正後
2．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　省略	2．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　省略

（11）自由金利型定期預金規定(大口定期預金)〈非自動継続型〉

改正前	改正後
2．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　省略	2．(証券類の受入れ) ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　省略

（12）変動金利定期預金規定〈自動継続型〉

改正前	改正後
2．（証券類の受入れ） ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ⑵　省略	2．（証券類の受入れ） ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 ⑵　省略

（13）変動金利定期預金規定〈非自動継続型〉

改正前	改正後
2．（証券類の受入れ） ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ⑵　省略	2．（証券類の受入れ） ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 ⑵　省略

（14）定期積金(スーパー積金)規定

改正前	改正後
2．（証券類の受入れ） ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 ⑵　省略	2．（証券類の受入れ） ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 ⑵　省略

（15）積立定期預金規定

改正前	改正後
3．（証券類の受入れ） ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ⑵　省略	3．（証券類の受入れ） ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 ⑵　省略

（16）納税準備預金規定

改正前	改正後
2．（証券類の受入れ） ⑴この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5)　省略	2．（証券類の受入れ） ⑴この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5)　省略

（17）通知預金規定

改正前	改正後
2．（証券類の受入れ） ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　省略	2．（証券類の受入れ） ⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　省略

以上